

2 損害賠償責任について

第三者が被災者等に対して「損害賠償の義務があること」が第三者行為災害の要件となっていますが、これは、民法などの規定により、第三者の側に民事的な損害賠償責任が発生した場合をいいます。

(1) 第三者行為災害となる主な場合

- ① 交通事故（自損事故の場合を除く）
- ② 他人から暴行を受けた場合
- ③ 他人が飼育・管理する動物により負傷した場合

(2) 損害賠償責任の発生根拠となる主な法条文（参考）

●民法

第709条〔不法行為による損害賠償〕

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第715条〔使用者等の責任〕

- ① ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- ③ 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

第718条〔動物の占有者等の責任〕

- ① 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。
- ② 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

●自動車損害賠償保障法

第3条〔自動車損害賠償責任〕

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。

●商法

第590条 [運送人の責任]

運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

●製造物責任法

第3条 [製造物責任]

製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

3 第三者行為災害に関する提出書類

第三者行為災害による労災保険給付の請求に当たっては、以下の書類を提出する必要があります。

1

被災者が提出する書類

(1) 第三者行為災害届 提出部数： 1 部

被災者等が第三者行為災害について労災保険給付を受けようとする場合には、被災者の所属する事業場を管轄する労働基準監督署に、「第三者行為災害届」を1部提出する必要があります。この届けは、支給調整を適正に行うために必要なものですので、原則として労災保険給付に関する請求書に先立って、または請求書と同時に提出してください。

なお、正当な理由なく「第三者行為災害届」を提出しない場合には、労災保険給付が一時差し止められることがありますので、注意してください。

記入に当たっては、記入例（P12～15）を参考にしてください。

(2) 第三者行為災害届に添付する書類

提出部数：各 1 部

「第三者行為災害届」には、下表に示す書類を添付してください。

なお、念書（兼同意書）および交通事故証明書（または交通事故発生届）以外の添付書類については、下記の添付書類一覧表の備考欄に該当する場合のみ必要となります。

「第三者行為災害届」提出時に添付する書類一覧表

添 付 書 類 名	交通事故による災害	交通事故以外による災害	備 考
念書（兼同意書）	○	○	
「交通事故証明書」（原本） または「交通事故発生届」	○	—	自動車安全運転センターの証明がもらえない場合は「交通事故発生届」
示談書の謄本	○	○	示談が行われた場合（写しでも可）
自賠責保険等の損害賠償金等支払証明書または保険金支払通知書	○	—	仮渡金または賠償金を受けている場合（写しでも可）
死体検案書または死亡診断書	○	○	死亡の場合（写しでも可）
戸籍謄本	○	○	死亡の場合（写しでも可）

これらの添付書類のうち、念書（兼同意書）および交通事故発生届を作成する際は、次の点に注意が必要です。記入例（P18～19）を参考にしてください。

念書（兼同意書）

被災者等が、不用意に示談をすると、労災保険給付を受けられなくなったり、すでに受け取った労災保険給付を回収されるなど、思わぬ損失を被る場合があります。このようなことのないように念書（兼同意書）には注意事項が記載してありますので、内容をよく読み、その意味を十分に理解した上で提出してください。

また、念書（兼同意書）には、第三者行為災害における求償および控除に関すること（P8～9参照）、自賠責保険等に対する請求権を有する場合で自賠責保険等による保険金支払いを先に受けることを希望した場合の取扱いに関すること（P10参照）、および個人情報の取り扱いに関しての同意についても記載しています。

なお、念書（兼同意書）は、労災保険給付を受ける本人が署名してください。

交通事故証明書

交通事故証明書は、自動車安全運転センターにおいて交付証明を受けたものを提出してください。

なお、警察署へ届け出ていないなどの理由により証明書の提出ができない場合には、「交通事故発生届（様式第3号）」を提出してください。

また、交通事故以外の災害で公的機関の証明書などが得られるときは、その証明書などを提出してください。

労災保険給付の原因となった災害を発生させた第三者は、「第三者行為災害報告書」を提出するよう、労働基準監督署から求められます。

この「第三者行為災害報告書」は、第三者に関する事項、災害発生状況および損害賠償金の支払状況などを確認するために必要な書類ですので、提出を求められた場合には速やかに提出してください。
記入例は、P16～17のとおりです。

4 民事損害賠償と労災保険との調整方法

第三者行為災害における損害賠償と労災保険給付の支給調整方法については、「求償」と「控除」の2種類があります。

なお、特別支給金（休業（補償）等給付と同時に支払われる休業特別支給金（給付基礎日額の20%相当額）など）については、支給調整は行われず、満額支給されます。

1

求償

「求償」とは、政府が労災保険給付と引き換えに被災者等が第三者に対して持っている損害賠償請求権を取得し、この権利を第三者（交通事故の場合は保険会社など）に直接行使することをいいます。

第三者行為災害が発生した場合、労働者が業務または通勤中であれば労災保険給付の対象となりますが、労災保険給付はもともと人的損害のてん補を目的としているため、民事損害賠償と同様の性質を持っています。

同時に、被災者等への損害のてん補は、政府によってではなく、災害の原因となった加害行為などに基づき損害賠償責任を負う第三者が最終的には行うべきものであると考えられます。

これらのことから、労災保険給付が第三者の損害賠償より先に行為されると第三者の行うべき損害賠償を結果的に政府が肩代わりした形となりますので、労災保険法第12条の4第1項の規定によって政府は労災保険給付に相当する額を第三者（交通事故の場合は保険会社など）に請求することになります。

【留意点】

政府が第三者の加入する保険会社に求償を行った場合、損害額の調査のため、被災者等に対して、保険会社や自賠責損害調査事務所から書類の提出の依頼などがなされる場合がございます。この場合には、ご協力をいただくようお願いいたします。なお、依頼内容にご不明な点がある場合には、労働局労災補償課の第三者行為災害事務担当者までお問合せください。

「控除」とは、同一の事由（※）により第三者の損害賠償（自動車事故の場合は自賠責保険などの支払い）が労災保険給付より先に行われていた場合、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことをいいます。

同一の事由により、第三者から損害賠償を受け、さらに労災保険給付が行われると、損害が二重にでん補され、被災者等は実際の損害額よりも多くの支払いを受けることになります。損害賠償を先に受けた場合、労災保険給付については、同一の事由に相当する損害賠償額を差し引いて給付を行い、損害の二重でん補が生じないようにしています。

（※）同一の事由について

民事損害賠償として支払われる損害賠償金または保険金について、労災保険給付と支給調整される範囲は、労災保険給付と同一の事由のものに限られています。労災保険給付に対応する損害賠償項目については、下記のとおりとなっています。

なお、労災保険では被災者等に対して、保険給付のほか特別支給金も支給することとされていますが、特別支給金は保険給付ではなく社会復帰促進等事業として支給されるものですから、支給調整の対象とはなりません。

労災保険給付と損害賠償項目の対比表

労災保険給付	対応する損害賠償の損害項目
・療養補償給付 ・複数事業労働者療養給付 ・療養給付	治療費
・休業補償給付 ・複数事業労働者休業給付 ・休業給付	休業により喪失したため得ることができなくなった利益
・傷病補償年金 ・複数事業労働者傷病年金 ・傷病年金	同上
・障害補償給付 ・複数事業労働者障害給付 ・障害給付	身体障害により喪失または減少して得ることができなくなった利益
・介護補償給付 ・複数事業労働者介護給付 ・介護給付	介護費用
・遺族補償給付 ・複数事業労働者遺族給付 ・遺族給付	労働者の死亡により遺族が喪失して得ることができなくなった利益
・葬祭料 ・複数事業労働者葬祭給付 ・葬祭給付	葬祭費

（注）「労災保険給付」欄の上段は業務災害、中段は複数業務要因災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付の名称です。

損害賠償のうち、被災者等の精神的苦痛に対する慰謝料および労災保険給付の対象外のもの（例えば自動車の修理費用、遺体捜索費、義肢、補聴器等）は、同一の事由によるものではないため、支給調整の対象とはなりません。